

定 款

株式会社 東光高岳

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社東光高岳と称し、英文ではTAKAOKA TOKO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具その他の機械器具、工具及びその部品の製造、加工、修理及び販売
2. 産業用ロボット、オフィスオートメーション機器の製造及び販売
3. 通信機械機器、電子情報伝達機器及びその部品の製造及び販売
4. コンピュータ及びその周辺機器の製造及び販売、並びにコンピュータシステム、コンピュータソフトウェアの開発、設計、製造及び販売
5. 計量器の製造及び販売
6. 電気工事、電気通信工事、消防施設工事、管工事、鋼構造物工事、内装仕上げ工事、環境衛生設備工事その他の建設工事の設計及び請負
7. 電子応用形状計測、画像計測、検査装置の製造及び販売

8. 電気設備及びボイラー、冷凍機等熱利用設備の省エネルギーーシステムの設計及び施工業務の受託
9. 前各号についての保守、点検、修理及びそのコンサルティング
10. 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
11. 電球、電気照明器具の製造及び販売
12. 電気絶縁樹脂製品の製造及び販売
13. 変圧器タンクの製缶、板金、機械加工、塗装及び販売
14. 医療用機械器具の製造、修理並びに販売
15. 不動産の賃貸及び管理
16. 産業廃棄物収集、処理業
17. 古物の売買
18. 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は4,000万株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き
他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを

株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。但し、代表取締役が複数あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。

② 招集権者及び議長となる代表取締役に事故ある場合、他に代表取締役があるときは、当該他の代表取締役が、それ以外のときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 前項の決議をする場合には、法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ③ 前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ⑤ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第 22 条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社

長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。但し、代表取締役が複数あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- ② 招集権者及び議長となる代表取締役に事故ある場合、他に代表取締役があるときは、当該他の代表取締役が、それ以外のときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが

できる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委

員に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 35 条 当会社は、会計監査との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して剰余金の配当をすることができる。

- ② 当会社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息を付さないものとする。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第 1 条 2020年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度にお

いて、取締役会の決議によって免除することができる。

2012年10月制定

2014年4月改正

2015年6月改正

2018年6月改正

2020年6月改正

2022年6月改正

2023年3月改正